

令和4年 教育委員会第3回定例会 会議録

日 時 令和4年2月8日（火）

午後3時8分～午後3時58分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1) 議案第4号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」

(2) 議案第5号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【指導課】

(1) 議案第6号「人事案件」【秘密会】

第 2 報告

【子ども支援課】

(1) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

【子育て推進課】

(1) 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第 3 その他

【子ども総務課】

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田（2月20日号）

出席委員（5名）

教育長	堀米 孝尚
教育委員	金丸 精孝
教育委員	中川 典子
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（9名）

子ども部長	清水 章
子ども総務課長	大谷 由佳
副参事（特命担当）	大塚 光夫
子ども支援課長	新井 玉江
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	安田 昌一
学務課長	小原 佳彦
指導課長	山本 真

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（1名）

（書記） 子ども総務課係員	橋本 悠
---------------	------

◎日程第1 議案

【子ども総務課】

- （1） 議案第4号「令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」
- （2） 議案第5号「教育事務に関する議案の意見聴取」

【指導課】

- （1） 議案第6号「人事案件」【秘密会】

堀米教育長	<p>大変お待たせしました。</p> <p>開会に先立ち本日傍聴者から傍聴申請があり傍聴を許可することを報告しておきます。</p> <p>なお新型コロナウイルスの感染予防のため傍聴は隣の教育相談室に備えているテレビモニターでおこなっていただきますのでご承知おきください。</p> <p>ただいまから令和4年教育委員会第3回定例会を開会します。本日教育委員は全員出席です。今回の署名員は長崎委員にお願いします。議事日程に先立ちましてオンラインで出席している幹部職員の点呼を子ども総務課長、お願いします。</p>
子ども総務課長	<p>本日、幹部職員のうち議場出席しておりますのが子ども部長と私、子ども総務課長です。オンライン出席している幹部職員は私が職名を読み上げますので返事をお願いいたします。それでは読み上げます。</p> <p>子ども支援課長 はい、新井です。よろしくお願いいたします。</p> <p>子育て推進課長 はい、中根です。</p> <p>児童・家庭支援センター所長 はい、安田です。</p> <p>はい、学務課長小原です。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、指導課長山本です。よろしくお願いいたします。</p> <p>九段中等教育学校経営企画室長 はい、大塚です。よろしくお願いいたします。</p> <p>はい、本日、教育担当部長と子ども施設課長は欠席でございます。</p> <p>以上のおりの出席状況でございます。よろしくお願いいたします。</p>
堀米教育長	<p>本日の議事日程をご覧ください。日程第1、議案第6号の人事案件でございますが人事に関する内容のため、地方教育行政の組織及び運営に関する</p>

る法律第14条第7項の規定により秘密会として取り扱わせていただきたいと思います。議案第6号につきまして秘密会とすることについて賛成の教育委員の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

はい、ありがとうございます。全員賛成ということで本件につきましては会議の最後での取り扱いとさせていただきます。

日程第1議案です。それでは議案第4号 令和3年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価につきまして、子ども総務課長よりご説明をお願いします。

子ども総務課長

はい、議案第4号、令和3年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価、令和2年度の報告書につきましてご説明をいたします。議場に冊子の方を置かせていただいております。前回教育委員会でご協議いただきました内容を反映した冊子となっております。1枚おめくりいただきまして目次の方をご覧ください。全体の構成でございます。

1「はじめに」、2「点検評価の方法等について」、3「対象事項」、4「有識者意見」、5「各事項についての評価及び今後の取り組み」、6「あとがき」、その後に資料として、資料1「教育委員会活動」、資料2として点検評価に係る要綱、資料3と4が有識者会議での第1回目と第2回目のものをお付けしている状況となっております。

まず1ページ目のはじめをご覧ください。この報告書の趣旨でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行状況について教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに公表しなければならないとされております。今回もこの点検評価を踏まえて、より一層効果的でクリーンに信頼される教育行政を推進していくというところで、はじめにの2のところ記載をしております。

続いて2ページ目からが点検評価の方法等についてでございます。今年度の点検評価の対象事業の選定でございますが、3ページの(2)点検評価対象事項の選定のところをご覧ください。7月27日の教育委員会でご議論いただき教育委員会における総括的な課題のうち横断的に取り組んでいる事項の中から選定することとし、もう一枚をおめくりいただきまして対象事項としましては3、4ページでございます(1)発達支援及び特別支援教育の推進、(2)保育園・こども園・幼稚園と小学校の連携とさせていただきます。この対象事項について学識経験を有する方たちの意見を頂戴するというところで有識者会議を行いました。そちらは3ページの方をご覧ください。

有識者会議の開催状況でございます。第1回が令和3年10月19日、第2回が令和3年12月6日に開催しております。その間、11月17日に開催した保幼小合同研修会もご見学ご視聴いただいております。また、有識者会議の中で

は授業の説明のほか、千代田小学校の特別支援学級やさくらキッズの見学等も行なっております。おめぐりいただきまして5ページ以降が有識者の意見となっております。

有識者の意見につきまして概略をご説明いたします。一つ目の発達支援及び特別支援教育についての評価と致しましては、千代田区独自の子どもの発達を支援する子育て支援施設であり、気になる子供を抱えた保護者が気軽に相談できる施設として年々利用者が増加、内容も個別指導と集団指導を組み合わせるなど千代田区の取り組みは高く評価ができる。また特別支援教育についても特別支援学級では個々の子どもの特性を踏まえて適切かつ十分な教育が行われており、対象児童の増加を受けてもう一つ新設することについては評価ができるとされております。今後の取り組みとしましては義務教育を終えた子どもたちへの支援を今後どうしていくかが課題であるとの意見を頂いております。

二つ目の保育園・こども園・幼稚園と小学校の連携については10年以上も前から合同研修会で研究協議を重ねるなどの取り組みは評価に値する。また私立園が増えている中、就学前教育の推進が課題となっており、就学前プログラムを策定し取り組んでいることも評価できるとしております。今後の取り組みについては保幼小の保育教育に関する相互理解を図るとともに接続期の教育プログラムを開発するなどを保幼小の協働による新たな教育活動の展開を期待したいとの意見をいただいております。

その意見を踏まえて前回の教育委員会でご協議いただき13ページ以降に5「各事項についての評価及び今後の取り組み」にまとめさせていただいております。こちらの内容については前回触れさせて頂いたので今回はその時に頂いたご意見の反映させたところをご説明させていただきます。

まず(1)の発達支援及び特別支援教育の推進については、13ページの下から3行目のところでございます。「PDCAサイクルとして」という表現では意味が通じないというところで今回は「PDCAサイクルを回して」として修正をして意味が通じるように修正を加えてございます。続いて14ページでございます。14ページの中程ウの中学校卒業後の進路のところでございます。こちらに、はばたきプランも活用を視野にという文言を加えさせて頂いております。前回のはばたきプランについてももう少し記載をしたほうが良いというご意見を頂戴した結果でございます。最後15ページのところでございます。15ページの最後に子どもの健やかに育つための環境の確保に関する条例で定める、良好な環境が利用する子供たちに提供されるという表現についてですが、条例のとおりに記載であることが確認できましたのでこちらは修正しておりません。また17ページの教育委員会活動の教育委員の名簿の記載でございます。前は時点表記をさせて頂いておりましたが、今回は、令和2年度から現在までの経緯がわかるように記載の方を変更

しております。説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

堀米教育長 ありがとうございます。前回の協議での内容を全て盛り込んだということですが。何かお気づきの点はございますか？

中川委員 これ自体は本当によく出来ていると思ったんですけど、その他の意見として、また後ほどにもお話をさせていただこうと思います。

堀米教育長 ありがとうございます。それでは本件につきまして議案ですので採決を行います。賛成の方は挙手をお願いします。

(全員賛成)

ありがとうございます。全員賛成ということで可決いたしました。

続きまして議案第5号「教育事務に関する議案の意見聴取」につきまして子ども総務課長より説明をお願い致します。

子ども総務課長 はい、議案第5号「教育義務に関する議案の意見聴取」についてご説明を致します。本件は職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の区議会への議案を提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため本案を提出するものがございます。1枚をおめくりいただきますと区長からの意見聴取を求める文書がございます。その次のページから各改正する条例の改め文と新旧対照表がついてございます。ずっとおめくりいただきまして最後のページに職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等についてという表題のペーパーが概要となっております。そちらを用いてご説明させていただきます。

まず1趣旨でございます。職員の妊娠出産育児等と仕事の両立を支援する観点から出生サポート休暇の新設、非常勤職員の育児休業等の見直し、育児休業取得奨励の環境整備及び妊娠出産休暇の有給化を行うものがございます。改正内容です。2の改正内容をご覧ください。(1)の出生サポート休暇の新設です。これは前回教育委員会でご議決をいただいているもので不妊治療にかかる通院などのための休暇で休暇日数は会計年度あたり5日間、体外受精等の治療の場合には10日間、給与減額は免除となっております。(2)非常勤職員の育児休業部分の見直しです。こちらは非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上であった要件の廃止でございます。現行非常勤職員は1年以上勤務をしていないと育児休業の部分休業の取得ができませんでした。これが1年以上勤務をしていなくても取得を出来るようになるという改正でございます。(3)育児休業の個別周知・意向確認、勤務環境の整備です。職員又はその配偶者が妊娠などをしたことを申し出た時、育児休業等の制度周知と請求意向の確認を行うというものと、育児休業の請求が円滑に行われるようにするため、相談体制の整備などを行うというものがございます。

す。こちらに関しても現行この取り組みは区の場合は、なされており
す。しかしながら今回民間企業向けでこの個別周知・意向確認に係る環境
整備について定める旨の改正があったものですから、改めまして自治体
においてもこれを明文化して規定するものでございます。(4)でございま
す。妊娠出産休暇の有給化でございます。こちらも前回の教育委員会で議
決いただいたものでございます。給与減額免除の限度日数を定めている休
暇から妊娠出産休暇を削除することという風にちょっと分かりづらく書い
ていますが、出産予定日が早まっても有給で、期限まで妊娠出産休暇を取
得することができるようにするという趣旨のものでございます。こちらも
前回ご議決頂いて賛成いただいているものとなっております。それでは
1枚目の方にお戻りください。こちらの条例改正につきまして教育委員会
の意見と致しましては異議なしとして提出したいというふうに考えてござ
います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

堀米教育長
俣野委員

はい、ありがとうございます。この件についてご質問等ございますか？
改正内容の(4)ですが、これは予定日より早く生まれてもトータルで
は変わらないという事ですね？

子ども総務課長

今までは妊娠出産休暇は前後16週の定めがありました。分娩予定日から
起算して終わりが8週までとれる、その期日が、分娩予定日が早まると早
く切り上げなくてはならない、その間は無給になってしまうので、その期
間を有給にするという改正になっております。

俣野委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

堀米教育長

それでは本件につきまして採決を行いたいと思います。教育委員会の意
見としては特に無しと回答する事について賛成の教育委員の方は挙手をお
願いします。

(全員賛成)

堀米教育長

全員賛成により可決致しました。
それでは日程第2報告事項に入ります。

第2 報告

【子ども支援課】

(1) 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例

【子育て推進課】

(2) 千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例

堀米教育長

千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例につきまして、
子ども支援課長、説明をお願いします。

子ども支援課長

はい、子ども支援課長です。千代田区保育施設等運営基準条例の一部改
正について資料に基づいてご説明させていただきます。1の改正条例は千

代田区保育施設等運営基準条例でございます。この条例は第1回区議会定例会において条例改正の予定案件となっております。2改正理由です。国が定める特定教育保育施設及び特定地域型保育事業、ならびに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正された事に伴いまして、本区条例の一部を改正するものでございます。

3改正内容です。

(1) 記録の保存等に関わる見直し、これは事業者による保存に関わる電磁的記録による対応も可能である旨を規定しております。

(2) 保護者の同意の取得等に関わる見直し、こちらは事業者から利用者へ電磁的方法による情報提供、また利用者への電磁的方法による同意の取得についても対応が可能である旨を規定しております。

続きまして、(3) その他の改正でございます。こちらは特定教育保育施設等の連携施設の確保が著しく困難な場合においては、例外処置として延長するというものです。家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等、定員規模が小規模である事から比較的規模の大きい認可保育所、認定こども園、幼稚園から集団保育等の支援を受けることによって保育内容の充実を図ることを目的として他の施設の連携をすることとされております。その連携の確保に関する経過措置期間についてはこの条例の公布より5年、令和元年末までと定められておりましたが、基準上求められている連携の内容の困難性から、実は令和2年3月に国の改正がございました。それにより、基準が10年となりまして令和6年末までに延長することになりました。この時に本区条例改正をしておりませんで、今回一緒にこちらの内容については遡りまして条例を改正し、所定の規定を整備したいというものでございます。よろしくお願いたします。4の施行年月日は公布の日からですが、只今ご説明させていただきましたように附則第5条の規定は、令和2年4月1日から適用させていただきます。

5は根拠となっております。また新旧対照表を別紙の通り付けさせて頂きました。説明は以上です。

堀米教育長
金丸委員

ご質問ありましたらお願いたします。金丸委員どうぞ
保護者への同意の取得について電磁的な同意は取れるとなっておりますが、クリックの仕方を間違えて同意になってしまった等のトラブルの恐れは考えられませんか。

子ども支援課長

こちらについては具体的に申し上げますと、この保育園に入りますとのことで園より保護者に確認を取る行為がございます。今までは紙で説明してサインをもらうという方法をとっておりましたが、今後は電子メールでご説明し、同意も電子メールでいいということですが、今までと同様に対面でやった方がいいものの中にはあるかなと思っております。

堀米教育長
金丸委員

他にございますでしょうか。
今の件、世の中の流れからすると事務を行っていきながら、問題がある場合は都度対応を考えていかないといけないと思っております。

子ども支援課長	ありがとうございます。利便性だけではなくしっかり考えて行かなければならないと認識しております。ありがとうございます。
堀米教育長	他にございますでしょうか。 それでは続きまして千代田区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、子育て推進課長、説明をお願いします。
子育て推進課長	まもなく開催される第1回定例会で、改正する議案として提案する予定でおります。改正条例はこの運営基準に定める条例でございます。 2のところ、改正理由ですがこの設備及び運営に関する基準を定める条例ですが、厚生労働省令で、基準は区市町村が条例を定めなさいという形になっております。その厚生労働省令が定める基準が今晚改正されましたので、それに従いまして区の定めている条例も改正するものでございます。改正内容は3番のところがございますとおり2点です。 一つは居宅訪問型保育事業で、いわゆるベビーシッター事業につきまして利用できる家庭の状況を明文化するものです。 二つ目は家庭的保育事業の認可等の基準におきましても様々な諸記録を電磁的なもので保存できるようになります。今までは必ず紙で保存するようになっていたものを今後はデータで保存してもいいということを定めるものでございます。 施行日は公布日からございまして、その条例改正の新旧対照表は裏面のとおりでございます。説明は以上です。
堀米教育長	はい、ありがとうございます。ご質問等ありましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。 それでは日程第3その他事項に入ります。教育委員会の行事予定表、広報千代田2月20日号につきまして、子ども総務課長、説明をお願いします。

第 3 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田 (2月20日号)

子ども総務課長	子ども総務課長です。教育委員会行事表をご用意ください。 2月8日火曜日から3月23日水曜日までの予定を掲載してございます。現在のところ、教育委員出席と記載されるものが直接出席いただく会議であったり発表会となっております。ただし、新型コロナウイルスの感染状況によりまして、対面となっているところもオンラインによる配信に変更する場合がありますのでそちらにつきましては、直前のご連絡となるかもしれません。3月に入りますと九段中等教育学校の卒業式、3月12日には保育園の卒園式、また、3月17.18日
---------	---

では幼稚園とこども園、麴町中学校、神田一橋中学校の修了式、卒業式も予定されるところでございます。3密対策で来場者を絞っての実施になりますので宜しく願いいたします。

続きまして、広報千代田2月20日号、広報原稿一覧をご覧ください。子ども部からは1件、その他地域振興部から15件の記事が掲載予定でございます。子ども部から児童家庭支援センターから、子育てサポートが受けられる利用会員登録説明会の記事が掲載予定です。その他、地域振興部から掲載される予定のものも、事業の中止等は当日の広報千代田の紙面上に中止などの記載が乗る予定となっておりますので、ご確認いただきたいと存じます。説明は以上です。

堀米教育長 ありがとうございます。この件についてご質問ございますか。

はい、長崎委員。

長崎委員 学校の行事に関して宿泊行事が結局コロナで、小学生も中学生も修学旅行等できなくなってしまったということで代替は検討中ということですが、それ以前に決まっているテーブルマナーは実施予定でしょうか。

堀米教育長 学務課長お願いします。

事務学務課長 テーブルマナーの件ですが、エドモントで3月に実施予定です。ホテルとしてコロナ対策も万全ということですので実施予定です。また予定表にも書いてありますが、心をつなぐ体験授業ということで小学生4年生、5年生向けの東京ジョイポリスにつきましても実施予定ということで、できればコロナがもう少し収束して楽しく実施できればという風に考えてございます。両方とも実施予定です。

長崎委員 はい、ありがとうございます。小学校6年生と中学校3年生の宿泊行事の代替はどうでしょうか。

学務課長 はい、日帰りで箱根に行く予定の小学校があつたりと、バスを手配する対応をしております。中学校についても同じです。

堀米教育長 それぞれの学校で計画検討中という事です。他にございますか。

それでは、情報提供ということで、先ほどの話も含めてこの場で中川委員いかがでしょうか。

中川委員 さきほど議案が通りましたけれど、冊子自体はよろしいですが、ひとつは特別支援教育について充実している状況は分かりますが、心配なのはグレーゾーンと言われる方達の問題ですね。知能は高いんだけど教室に入れなかったり、いろいろ学習に困難を抱えているお子さんとかに対してどう対処したらよいか分かりにくいと思うところでして、特別支援学級にも入れないし、教室にも入れない方がいるんですね。知能の問題だけではなく適応できない子どもを、今後はもう少しケアする方法を進めていただけたらいいかなと思いました。

堀米教育長 わかりました。通級指導はありますが、現状で指導課長、そのようなお子さんについての現状の指導についてお願いします。

指導課長 指導課長です。情報提供ありがとうございます。

まず、特別支援学級に通われるお子さんについては就学支援委員会というような委員会の中で専門家の医師の方や巡回アドバイザーも交えて対象児童なのかどうなのかというところを検討しているところです。また特別支援教室に通級されるお子さんについても同じように通級指導委員会という委員会を立ち上げておまして、そちらの方で専門家も交えて特別支援教室に通うかどうかというところ判断しているところでございます。

現状、中川委員がおっしゃっていただいたのは、特別支援学級の対象のお子さんではなく、特別支援教室に通うお子さんの中でなかなかそちらの教室にも通常学級にも入りにくいというようなお子さんのことなのかなと思っておりますけれども、学校とそのお子さんの個々の状況についてしっかりと相談をさせて頂きながらどのような支援が適切なのかというところ、場所の問題、人の問題も含めて個々に対応しているというようなケースがいくつかございます。以上です。

堀米教育長 はい、ありがとうございます。現状ということでまだまだこれからですね。この辺についても進めていかなきゃいけないふうに思っております。

中川委員、どうぞ。

中川委員 もう1点だけお願いします。

14ページに中学校卒業後の進路のこと、日曜青年教室で生涯学習を進めることが大事だと思いますが、社会的に減ってきているように聞いています。ただ居場所にするのではなくて、授業的なことをやってあげたほうがよいと感じています。将来的にはただのレクレーションじゃなくて、そのような形で支援することも必要かと思えます。

堀米教育長 子ども部としてもそれだけに留まらずそのような施設とも連携発展が必要かと思えますので、検討を重ねて行きたいと思えます。

長崎委員どうぞ。

長崎委員 情報提供ではなくて質問ですが、千葉県成田市で救急車の搬送中にAEDのバッテリーが切れて使えなかったという報道を見たんですけども、小学校や学区内の施設において設置されているAEDの管理というのは、小学校だったら管理職の先生がやるのか、それとも区で一括して把握していて定期点検をしているのか、その辺を教えてください。

堀米教育長 はい、わかりました。AEDのメンテナンスのことですね。

学務課長。

学務課長 小学校については教育委員会ではなくて区全体として災害対策の方で設置をしていたかと思えます。幼稚園の方はしていないので、学務課でレンタルという形で契約をして、幼稚園の現場からの要望がありましたのでそういう形の対応をしております。基本的には、区又は教育委員会が一括で対応しておりますので、メンテナンスも含めて一括で管理しているところでございます。

堀米教育長 保育園の方は何かございますか。

学務課長 保育園の私立園は全てリースになっておりまして、契約した事業者が毎年点検しております。リース料については区の補助金としてお支払いしているという状況です。

長崎委員 安心しました。ありがとうございました。

堀米教育長 指導課長、お願いします。

指導課長 少し話がそれてしまうかもしれませんが、救急救命講習ということで学校の先生方は何年かに一度、AEDの使い方も確実に理解できるというような研修もしております。以上です。

堀米教育長 はい、他に情報提供はございますか。よろしいでしょうか。

それでは5分間ほど休憩を挟んで秘密会を行いたいと思います。傍聴の方はご退出ください。休憩します。